

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

改定後	改定前
<p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>本町におけるこれまでの使用料・手数料については、平成22年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下、「平成22年方針」という。）」を策定し、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。</p> <p><u>平成30年度から行った使用料・手数料の見直しでは、平成28年熊本地震により本町の財政状況が今後ますます厳しくなると予想されたことから、「平成22年方針」を保持しつつ、公共サービスの提供に係る利用者の負担と税の負担、いわゆる「受益者負担の適正化」を図り、良質な公共サービスを提供することを目的に、全庁的な見直しを行っています。</u></p> <p><u>しかし、熊本地震からの復興が道半ばの中に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民の生活様式は大きく変化しています。特に、スポーツ・文化活動においては、熊本地震前と比べ活動が大幅に縮小しており、住民の「こころの復興」を後押しする施策の実施が不可欠です。</u></p> <p><u>また、第6次益城町総合計画では、町の魅力を発信することにより交流人口の拡大を図り、さらには関係人口の増加へ繋げることが重要な取り組みと位置付けられていますので、町外の団体・個人が利用する施設の使用料においては、その観点からの検討も必要です。</u></p> <p>これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、「<u>受益者負担の適正化</u>」の観点と「<u>行政経営</u>」の観点から使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和5年度改定版）」として、次のとおり定めることとします。</p>	<p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>本町におけるこれまでの使用料・手数料の算定方法については、平成22年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下、「平成22年方針」という。）」を策定し、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。</p> <p><u>しかし、平成28年熊本地震により復興・復旧に係る費用が激増し、本町の財政状況は今後ますます厳しさを増してくることが予想されます。また、既存公共施設等の老朽化に伴う改修費用などが、町財政に対する大きな負担となることも予測されます。</u></p> <p><u>このような中、行政は、住民のニーズを的確に把握しながら効率的・効果的な行財政運営を図ることで、住民の福祉の向上と時代に即した良質な公共サービスを提供していかなければなりません。併せて、公共サービスに係る公平性を確保するため、公共サービスの提供に係る利用者の負担と税の負担、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があります。</u></p> <p>これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、<u>施設の持つ公共性「公益的」な観点と施設の運営「経営的」な観点から</u>使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改訂版）」として、次のとおり定めることとします。</p>
<p>II 基本的な考え方</p> <p>1 受益者負担について</p> <p>利用者（受益者）から徴収する使用料・手数料は、「行政サービスを利用する特定の方が利益を受ける」という観点のもと、そのサービスの対価として徴収するものです。</p>	<p>II 基本的な考え方</p> <p>1 受益者負担について</p> <p>利用者（受益者）から徴収する使用料・手数料は、「行政サービスを利用する特定の方が利益を受ける」という観点のもと、そのサービスの対価として徴収するものです。</p>

改定後	改定前							
<p>また、施設等の運営費については、利用者から徴収する利用料・手数料だけでなく町税等により賄われています。</p> <p>したがって、使用料・手数料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方と利用しない方との均衡を考慮し、負担の公平性の確保を図る必要があります。</p> <p><u>一方で、町が設置した公共施設については、町民が使用することにより、町民の健康増進や福祉の向上といった設置目的が達成されます。また、町外から使用者を呼び込むことで、交流人口が拡大し、賑わいが創出するなどの効果が期待できます。</u></p> <p><u>このことから、受益者負担については、負担の公平性を確保しつつ、行政経営的視点を加味して設定するものとします。</u></p>	<p>また、施設等の運営費については、利用者から徴収する利用料・手数料だけでなく町税等により賄われています。</p> <p>したがって、使用料・手数料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方と利用しない方との均衡を考慮し、負担の公平性の確保を図る必要があります。</p>							
<p>4 使用料・手数料の原価計算について (1) 使用料について</p> <p>(中略)</p> <p><u>④平均原価の使用について</u></p> <p><u>使用料の算定にあたっては、②で示すとおり、原則として施設の経費に基づき算出した施設ごとの原価を使用するため、同種、同規模の施設であっても、使用料に差が生じる可能性があります。特に、減価償却費が済んでいる施設とそうでない施設では、使用料に大きな差が生じます。</u></p> <p><u>以下の施設については、各地区のスポーツ、文化、地域活動の拠点であり、施設の建設時期により有無が生じる減価償却費等により地区間で使用料の差が生じると、公平性が損なわれるため、平均原価を使用することとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="192 1254 1055 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館分館</td> <td>飯野分館、福田分館、津森分館</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校体育施設</td> <td>各小中学校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>各小中学校体育館</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	公民館分館	飯野分館、福田分館、津森分館	学校体育施設	各小中学校グラウンド	各小中学校体育館	<p>4 使用料・手数料の原価計算について (1) 使用料について</p> <p>(中略)</p> <p><u>④目的外利用等の取扱い</u></p> <p>第1、第2、第3に分類した施設であっても、目的外の利用については「第4分類」に位置づけ、受益者負担100%とします。</p> <p>また、<u>町外の団体・個人が使用する場合</u>、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。</p>
区分	施設名							
公民館分館	飯野分館、福田分館、津森分館							
学校体育施設	各小中学校グラウンド							
	各小中学校体育館							

改定後	改定前
<p><u>⑤曜日・時間帯別の料金設定</u> 曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。但し、特定の曜日や時間帯の利用率が低い場合は、使用料の減額を設定できるものとします。</p> <p><u>⑥町外の団体・個人が使用する場合の取扱い</u> 町が設置した施設の維持管理には町税が充てられています。そのため、町外の団体、個人が使用する場合には、施設ごとに増額設定を設けることができるものとします。但し、増額設定にあたっては、交流人口拡大による効果等も加味して検討するものとする。</p> <p><u>⑦目的外利用等の取扱い</u> 第1、第2、第3に分類した施設であっても、目的外の利用については「第4分類」に位置づけ、受益者負担100%とします。 また、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。</p> <p><u>⑧近隣自治体との均衡</u> 算定した使用料のみを優先した結果、近隣自治体の施設に比べ、使用料があまりにも高額となった場合、本町の施設が使用されない、さらには町民の活動縮小・中止につながる可能性があります。そのため、近隣自治体における同種の施設と相互利用が可能な場合は、必要に応じて使用料の均衡を図るものとします。</p>	